

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県知事

公表日

令和8年2月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき、慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病に係る医療費の負担軽減に繋がるよう、医療費の補助を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費に関する事務であって、小児慢性特定疾病医療費の支給認定、支給認定の変更、支給認定の取消、並びに小児慢性特定疾病医療費の支給事務。
③システムの名称	指定難病・小児慢性特定疾病管理システム・統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項(利用範囲)別表 項番8 関連省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十八年三月三十日内閣府令・総務省令第二号) 該当条項:第七条第一号及び第六号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表 項番8 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日) 第五十九条の三 第四項 【情報提供の根拠】26、56の2、87の項 【情報照会の根拠】119の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療福祉部健康しが推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 健康医療福祉部 健康しが推進課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3547
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康医療福祉部 健康しが推進課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3547
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため。	

9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムや業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち、業務上必要がない特定個人情報にアクセスできないようにしているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	担当部署、問い合わせ先	健康医療課 健康医療課長 嶋村 清志 TEL:077-528-3615	健康寿命推進課 健康寿命推進課長 北川 信一郎 TEL:077-528-3653	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	健康寿命推進課長 北川 信一郎	健康寿命推進課長 岡野 和薫	事後	
平成30年4月1日	I-4-①実施の有無	実施する	未定	事後	
平成31年3月29日	I-5-②所属長	健康寿命推進課長 岡野 和薫	課長	事後	様式の変更
平成31年3月29日	I-4-①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成31年3月8日 時点	事後	
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成31年3月22日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 1.提出する個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)目的	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステ	-	提供・移転しない	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリス	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	-	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	様式の変更による。
平成31年3月29日	IV リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	I 関連情報 7.7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	事後	組織改編による
令和3年3月19日	I-1-③	小児慢性特定疾病情報管理システム	指定難病・小児慢性特定疾病管理システム	事後	
令和3年3月19日	I-8	電話番号 077-528-3653	電話番号 077-528-3547	事後	係電話番号変更により
令和3年3月19日	II-1	2019/3/8	2020/3/31	事後	
令和3年3月19日	II-2	2019/3/8	2020/3/31	事後	
令和3年3月19日	I 関連情報 7.7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 健康医療福祉部 健康寿命推進課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四	事後	
令和3年9月9日	I-4-②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第十九条第七号 別表第二 九項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令 第九条 【情報提供の根拠】 ・番号法 第十九条第七号 別表第二 二十六項、五十六項の二、及び八十七項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令 第十九条第一号二及び第二号から第五号まで並びに第四十四条第一号二及び第二号から第五号まで	【情報照会の根拠】 ・番号法 第十九条第八号 別表第二 九項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令 第九条 【情報提供の根拠】 ・番号法 第十九条第八号 別表第二 二十六項、五十六項の二、及び八十七項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令 第十九条第一号二及び第二号から第六号まで並びに第四十四条第一号二及び第二号から第五号まで	事後	法律改正のため
令和8年1月29日	IV 8 人手を介在させる作業		十分である (判断の根拠) 申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため。	事前	
令和8年1月29日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策		(最も優先度が高いと考えられる対策) 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 (当課対策は十分か) 十分である (判断の根拠) 宛名システムや業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち、業務上必要がない特定個人情報にアクセスできないようにしているため。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月29日	I 3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法 第九条第1項 別表第一 七の項 番号法別表第一の主務法令で定める事務を定める命令 第七条第二号及び第三号 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番8</p> <p>関連省令: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十八年三月三十日内閣府令・総務省令第二号) 該当条項: 第七条第一号及び第六号</p>	事後	
令和8年1月29日	I 4 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠): 26、56の2、87の項 (情報照会の根拠): 119の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第五十九条の三 第四項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表 項番8 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日) 第五十九条の三 第四項 <p>【情報提供の根拠】26、56の2、87の項 【情報照会の根拠】119の項</p>	事後	